

農業を守るために農地集約を進めていきます ～農地の貸借は農地中間管理事業で推進します～

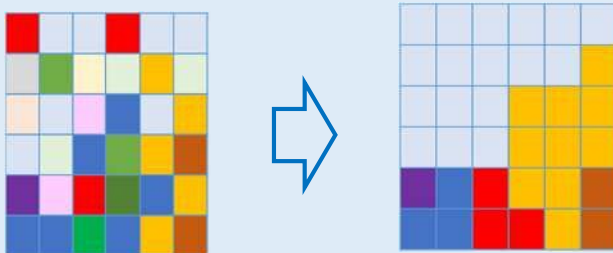
□農地中間管理事業による農地の貸借

農地中間管理事業は、農業公社が農地を貸借することにより、担い手農家に農地の集積・集約化を行う国の制度として、平成26年度からスタートしました。

令和5年4月1日に、農業経営基盤強化促進法等の一部法改正が施行され、市町が『地域計画』を策定し、この『地域計画』に基づいて農地の貸借をするようになりました。令和7年3月に地域計画が策定・公告され、4月以降の農地の貸借は、農地中間管理事業に一本化されています。（農地法3条許可による手法は引き続き利用可能です。）

地域計画とは？

地域の農業者等の話し合いによる将来の農地利用の姿を目標地図（目標とする農地利用の姿を示した地図）に定めたもの。



現状

目標地図

令和7年4月からの農地の貸借

市町
市町農業委員会

地域計画に基づく
農地の貸し借りを
実施

連携

農業公社
(農地中間管理機構)

貸借は農地中間管
理事業に一本化

□これからの農地貸借に向けて

令和7年度の農地中間管理事業は、市町、農業委員会とJAグループの協力のもと、生産者に理解を求めながら円滑な農地の貸借となるよう推進してきました。お陰様で一本化となった初年度であったにもかかわらず、我々の想定を上回る利用権設定の件数と面積が設定なされました。

令和8年度以降も、順調に切り替わってくることが予想されるため、各市町・農業委員会にて農地中間管理事業による農地貸借の受付を行ってもらうようになりました。これからも皆様の期待に応えられるよう、関係機関と協力してまいります。

公益社団法人佐賀県農業公社（佐賀県農地中間管理機構）

〒849-0925 佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀総合庁舎4階

☎0952-20-1590 FAX 0952-20-1605

※令和8年7月に移転します。

小城市芦刈町三王崎1522（電話番号などは変更ありません）



農地の貸し借り（利用権設定）に関する受付窓口は 市町・農業委員会に一元化されました

【契約手続きの窓口について】

令和8年度4月から農地の貸し借りの手続きは、各市町・農業委員会で行うようになりました。

農地中間管理事業に関する手続きについては市町・農業委員会事務局にお尋ねください。

出し手の方と受け手の方で【話し合い】をお願いします。



●契約期間

契約の始期と終期を決めます。

（契約の期間は3年以上としてください）

●賃料など

賃料（金額・物納）や使用貸借（無償）の内容を決めます。

●賃料受け渡しのための口座を決めておきます。



相続が終わっていない農地について

●相続登記が義務化されています。早めの手続きをお願いします。

●貸借の場合は相続人の過半の同意で手続きが可能です。 相続人代表を決定後、同意書を添付してください。

窓口に書類を提出してから、権利設定の決定（県認可公告）まで約3～4ヶ月程度手続きに時間を要しますので、ご注意ください。

【農地法の規定に基づく貸借は引き続き利用できます】

農地法の規定に基づく貸借契約は、引き続き農業委員会の許可を受けて利用することができます。

詳しくは農業委員会事務局にお尋ねください。

賃料の受け渡しは毎年、農業公社が行うので安心です

次の書類の提出をお願いします。

【出し手】農用地賃貸料の振込先口座届出書を提出してください。

【受け手】貯金口座振替依頼書を提出してください。

賃料（金納）は、佐賀県農業公社が責任をもって、受け渡しを行います。

受け手からの賃料徴収を、毎年12月10日（金融機関が休日の場合は、翌営業日）に行います。

出し手への賃料を毎年12月25日（金融機関が休日の場合は、前営業日）に振り込みます。

振込先口座届出書、貯金口座振替依頼書は、申請と同時に提出していただくようお願いします。

※10月1日に権利設定があるものが、当該年の賃料徴収・支払いの対象です。
始期が10月2日以降となっている場合は、翌年からの取扱いとなります。

これが、農地中間管理事業で利用権設定を行なうメリット!!

□出し手（所有者）

★賃料は、機構が支払いますので安心です。

★貸借した農地は、期間満了後確実に所有者へ戻ります。

（再契約（更新）も可能です。）

★期間満了前に期間満了通知を送付しますので、満了時期を忘れることはありません。

□受け手（耕作者）

★賃料は、複数の所有者がいる場合でも一括して機構へ支払うことができ、支払いの手間を大幅に省くことができます。

★それぞれの出し手への支払は公社が行います。また、振込手数料は機構が負担します。

★期間満了前に期間満了通知を送付しますので、満了時期を忘れることはありません。

★国等の基盤整備事業では、農地中間管理事業の活用を要件とするものがあります。



農地中間管理事業による貸借については、 『手数料』のご負担をお願いしています

【賃貸借（金納）契約の場合は、手数料が発生します】

農地中間管理事業を活用した賃貸借（金納）契約の場合、毎年、出し手と受け手の双方から、佐賀県農業公社へ手数料（賃料の1%の金額+消費税）の負担をお願いしています。

□手数料の概要

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率	対象となる権利
出し手 (所有者)	令和7年4月1日以降に 権利設定される ・満期再契約（更新） ・新規契約 が対象となります。	賃料振込時（毎年12月25日頃）に、賃料に 手数料（+消費税）を 差し引いて支払います。	出し手・受け手双方 から毎年賃料の1% + 手数料に係る消費税 及び地方消費税の合 計額を、手数料の外 税として徴収	賃借権 （賃料が発生する 権利）
受け手 (耕作者)	★R7.3.31以前に権 利設定（公告）した契約 からは徴収していません。	賃料徴収時（毎年12月10日頃）に、賃料に 手数料（+消費税）を 上乗せして徴収します。	※受け手からの手 数は、50,000円（税 抜）を上限とします。	★使用貸借 （無償での貸借）の 場合、手数料は発 生しません。 ★物納の場合、手 数は発生しません。双方でやり取り をお願いします。

※詳細なQ&Aは、機構のHPに掲載しています。

□手数料徴収イメージ

[賃料が年間10,000円/10aの場合⇒手数料100円+消費税10円]

